

騒音防止対策 (工場・事業場の騒音)

福島県では、「騒音規制法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工場又は事業場から発生する騒音の防止に関する規定を定めています。

1 工場又は事業場から発生する騒音の規制

(1) 騒音規制法による規制

騒音規制法では、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものを「特定施設」と定義し、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）に対し規制を行っています。特定施設は別表に示すとおりです。

(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例による規制

(1)と同様に、福島県生活環境の保全等に関する条例では、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設（騒音規制法で定める特定工場等に設置されるものを除く）であって規則で定めるものを「騒音指定施設」と定義し、騒音指定施設を設置する工場又は事業場（以下「騒音指定工場等」という。）に対し規制を行っています。

騒音指定施設は、主に騒音規制法に基づく特定施設と、ガソリンエンジン、ディーゼルエンジン及び冷凍機です。（別表参照）

2 騒音規制法に基づく規制

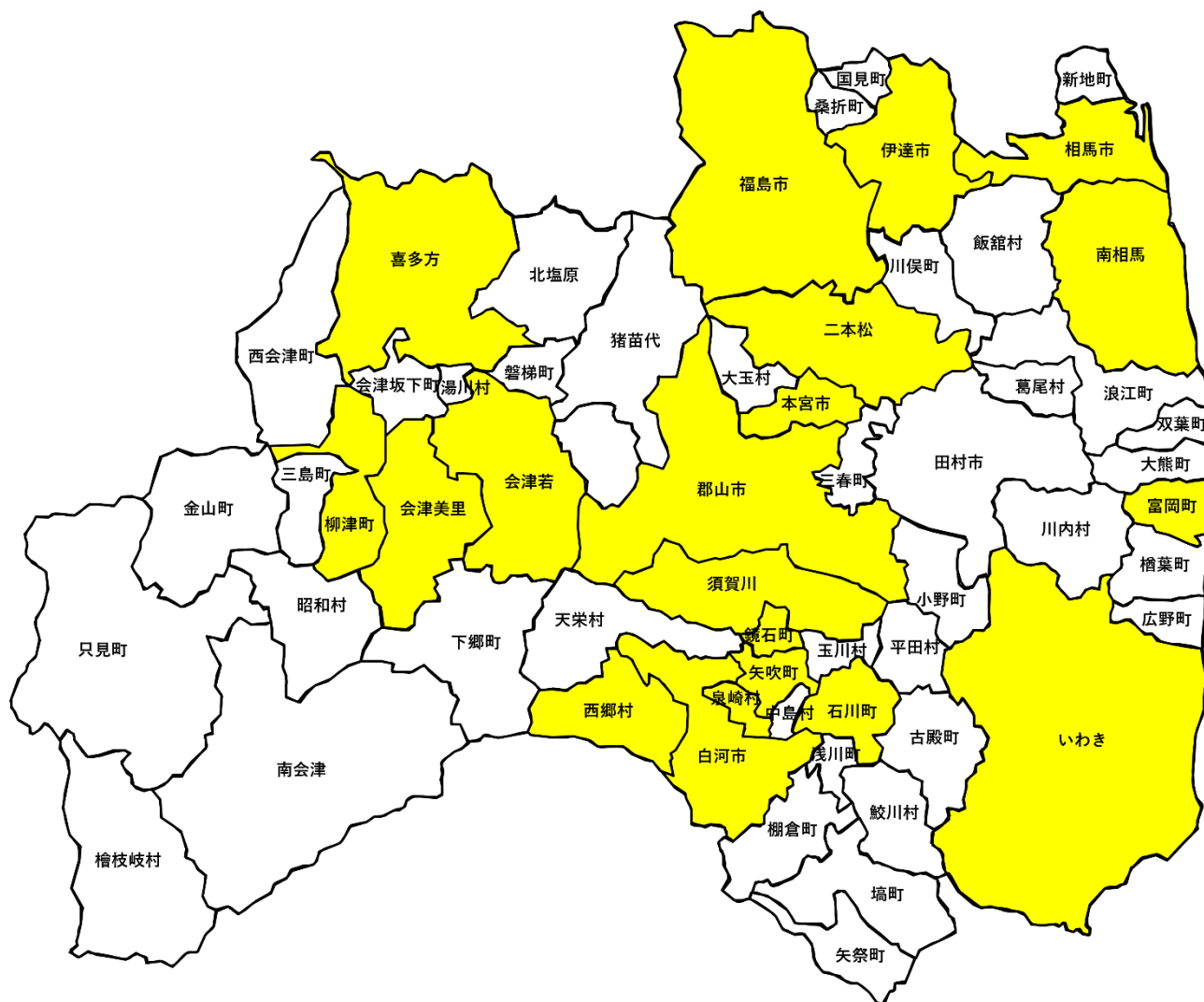
(1) 指定地域の範囲及び規制基準

時間の区分 区域の区分		昼 間 7:00～19:00	朝・夕 6:00～7:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及びこれに相当する地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれに相当する地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれに相当する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね 50m以内の区域では、上表に掲げる数値から 5デシベルを減じた値となります。（第1種区域を除く。）

(2) 騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	泉崎村	柳津町	富岡町	
本宮市	石川町	矢吹町	会津美里町		



騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村

※ この図表は、騒音規制法に基づく指定地域を有する市町村を示したもので、当該市町村のすべての地域が指定地域であるという意味ではありません。指定地域の詳しい範囲については、各市町村へお問い合わせください。(町村部については、水・大気環境課のホームページ上でも確認できます。)

3 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく規制地域は、県内全域（騒音規制法の対象となる工場又は事業場を除く。）であり、その区域の区分及び騒音指定施設を設置する工場又は事業場が遵守しなければならない基準は次の表のとおりです。

時間の区分 区域の区分		昼 間 7:00～19:00	朝 ・ 夕 6:00～7:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域及び準住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下
第5種区域	工業専用地域	75デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から5デシベルを減じた値となります。(第1種区域を除く。)

4 設置届出

特定施設や騒音指定施設を設置しようとする場合は、設置工事の開始の日の30日前までに、市町村長に所定の事項を届出なければなりません。

また、すでに届出をした特定施設、騒音指定施設の種類ごとの数等の変更をしようとする場合（減少する場合及び2倍以内の数に増加する場合は除く。）、騒音防止の方法等の変更がある場合も市町村長に変更に係る所定の事項を届出なければなりません。

5 計画変更勧告

特定施設、騒音指定施設の設置の届出又は数等の変更の届出があった場合、その設置又は変更により工場等から発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合は、届出を受理した日から30日以内に限り、市町村長（騒音規制法に基づく指定地域を有しない町村については知事）は、騒音防止のための措置等について計画変更の勧告を行うことができます。

6 改善勧告及び改善命令

特定工場等又は騒音指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合、市町村長（騒音規制法に基づく指定地域を有しない町村については知事）より、騒音防止の方法の改善等について勧告を行うことができます。

また、計画変更勧告に従わずに特定施設等を設置し、その騒音が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれている場合及び改善勧告に従わないで同様の事態が発生している場合は、騒音の防止の方法等について改善を命ずることができます。

別表 騒音規制法に基づく特定施設及び福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音指定施設	騒音規制法に基づく特定施設	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5 kW以上のものに限る。
			製管機械	
			ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。
			液圧プレス	矯正プレスを除く。
			機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
			せん断機	原動機の定格出力が3.75 kW以上のものに限る。
			鍛造機	
			ワイヤーフォーミングマシン	
			ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
			タンブラー	
			切断機	といしを用いるものに限る。
		空気圧縮機	圧縮機	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き（※）、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
			送風機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
		土石用・鉱物用機械	破碎機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
			摩砕機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
		飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用	ふるい分機及び分級機	原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。
		騒音規制法に基づく特定施設	織機	
	建設用資材製造機械		コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る。
			アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上のものに限る。
	穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	
	木材加工機械		ドラムバーカー	
			チップパー	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。
			碎木機	
			帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。
			丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15 kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。
			かんな盤	原動機の定格出力が2.25 kW以上のものに限る。
	抄紙機			
	印刷機械		原動機を用いるものに限る。	
	合成樹脂用射出成形機			
	鋳造型機		ジョルト式のものに限る。	
	ガソリンエンジン		定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	
	ディーゼルエンジン		定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	
	冷凍機		原動機の定格出力が7.5 kW以上のものに限る。	

(※) 赤字部分は特定施設にのみ適用になりますが、現時点で環境大臣が指定した施設はありません。

(令和8年8月26日時点)